

令和5年度第1回千葉県農林公共事業評価審議会 議事概要

1 会議の日時 令和5年11月7日（火）午後1時20分から

2 場所 千葉県森林会館5階会議室

3 出席者

(1) 委員 加瀬由美子、小口広太、杉野宏、青山定敬

(2) 県職員 小野農林水産部次長、室田農林水産政策課長、毛利耕地課長
佐藤森林課長、その他関係職員

4 審議事項

【再評価】

①〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 浮戸川上流Ⅲ期地区

②〔治山事業〕地すべり防止事業 丸山平塚地区

【事後評価】

①〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 府馬地区

②〔農業農村整備事業〕地すべり対策事業 二子地区

③〔治山事業〕防災林造成事業 蓮沼ホ地区

5 議事概要

(1) 審議事項

【再評価】

①〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 浮戸川上流Ⅲ期地区

・配付資料により説明

《質疑・意見等》

(委員)

9ページの営農状況について、畑作物の導入を進めていくと思いますが、これから水稻の作付けを減らしていき、畑作物へ転換していくということですか。

今後の展望や見通しについて教えてください。

(説明者)

現在、水稻が計画よりも多く作付けされています。

これを解消するために、今後は畑作物の導入は重要なことだと考えております。

先週、地元の担い手及び土地改良区の役員を参集し、今後の営農展開について打合せを行ったところ、今後は水稻を減らしていき、畑作物の導入を主体として進めていくべきであるという結果になりました。

(委員)

作物の販売先はどうしていますか。

(説明者)

販売先について、事業実施地区の周辺は圏央道と館山自動車道のインターが近く、人が集客できる直売所が多くあります。

直売所といたしましては、JA君津が経営している「ゆりの里」及び「味楽園」のほか「うまくだの里」という販売先があり、トウモロコシ及びレタスを出荷しております。

飼料用米については、JA君津で買い上げ、全農へ売り渡されたのち、飼料会社へと売り渡されています。

WCS用稲については、隣接している大曾根集落の畜産農家へ直接出荷しています。

(委員)

10ページについて、集積率が現状65%とかなり高いですが、今後更に集積が進んでいくのでしょうか。

現時点で個人担い手が1名、営農組合が1組織となっていますが、今後個人担い手が増えることはありますか。

また、営農組合と個人担い手の年齢についてどのくらいでしょうか。

(説明者)

本地区は、営農組合が1組織、個人担い手が1名で主たる耕作者となっておりますが、農家の高齢化が進んでおります。

農業用機械も老朽化してきておりますが、価格の問題もあってなかなか更新するには至っておりません。

そういった中で、営農組合が営農の主たる受け先を担っております。

また、個人担い手の方からも、今後集積を更に進めていきたいという話を伺っておりますので、今後もこの両名で本地区の営農を担っていきます。

農家をリタイアした方の農地についても、この両名に集積していくという形で地域の合意形成もできております。

昨年度も、リタイアした方の農地が3.4ヘクタールほど営農組合に集積されておりました。今後かなり多くの農地が1組織、1名に集積されるものと想定しております。

年齢についてですが、営農組合には現在13名の構成員がおりまして、水稻を主に約30ヘクタールを営農し、平均年齢は60代後半です。

個人担い手の方は50代半ばで、かなり精力的に営農を行っています。

また、今後の営農の見込みといたしまして、これからネギを作付けしていくという説明をしましたが、昨年からは育苗ハウスを使ってシャインマスカットの栽培も始めたところで、今後うまくいけばこういった作物も取り入れていければとのことでした。

(委員)

集落営農で、今後農地を担い手に集積していくというお話でしたが、10ページの集積図の白地になっている農地を受け入れるにあたり、機械やライスセンターの規模は大丈夫でしょうか。

もしも今後、一気に農地の集積が進んでいき、ほとんどの農地が現在の担い手に集積された場合の対応についてお聞かせください。

(説明者)

機械やライスセンターの規模についてですが、現状受け入れる余地はあると伺っていますが、ほとんどの農地が集積された場合に受け入れられるかどうかは把握しておりません。

今後どんどん増えていって、「もうこれ以上は」となったときに、受け入れられない可能性はありますが、当面は十分やっていけるということでした。

【再評価】

②〔治山事業〕地すべり防止事業 丸山平塚地区

・配付資料により説明

《質疑・意見等》

(委員)

保全対象に人家5戸とありますが、どのあたりに位置しているのでしょうか。

(説明者)

2級河川丸山川周辺に住宅地があります。

工事箇所から下流2kmまでは保全対象範囲となり、その範囲内にあります。

(委員)

わかりました。それともう一点、鉄筋工挿入工で、5.5mの鉄筋を差し込むということで計画変更されるということですが、具体的にどのように差し込むのでしょうか。

(説明者)

基本的にはボーリングです。ドリルで穴を開け鉄筋を挿入し、充填材でモルタル等を入れて固定するという工法です。

(委員)

説明資料15ページに断面図がありますが、緑色のところまで鉄筋が入れば、基本的には大丈夫ということですか。

(説明者)

そうです。硬い地層まで鉄筋が入ることで山腹を固定し、崩落を抑えるという形になります。

(委員)

わかりました。最後にもう一点、事業が終わった後の管理についてです。

おそらく南房総市が管理する、地元が管理する等あると思いますが、どのような管理になるのでしょうか。

(説明者)

本事業地に限らず、通常の基本的な施設状態の確認は、地元等の皆様をお願いしているところではありますが、併せて委託業務により、専門的な知見を持つ者による施設点検を行っているところです。

施設点検委託業務については、例えば5年ごと、10年ごとなど期間を区切って、施設に異常がないか定期的に確認していきたいと考えています。

(委員)

毎年の確認というものではなく、5年に1回、10年に1回といった形で、県の方で確認の委託を行うということですか。

(説明者)

そうです。本事業地以外にも地すべり防止事業の施工箇所は何千箇所とあり、その全てを1年で確認するのは現実的に困難です。

他の事業地の例として、滅多にないことですが、コンクリートにひびが入っている等地元の方でも通常の見視でわかるものがあれば、その都度林業事務所の方に連絡していただけるようお願いをしているところです。

(委員)

事業自体に問題はないと思いますが、近年自然災害という形で、こういった地すべり等の発生が頻発する状況だと思います。

ここ数年と、さらに少し前とで比べたとき、どのような形で被害状況が大きくなっているのか気になりました。

もう一点、先ほどの質問とも関連しますが、こういった事業後のコンクリート構造物の耐用年数や更新について、お聞きできればと思います。

(説明者)

まず、昔では災害の発生が想定されなかった箇所で、近年の大雨により、斜面等が崩れたというような情報はいただいているところです。

次に、コンクリートの耐用年数は基本50年程度といわれています。

実際、私が20数年前に担当したコンクリート施工箇所の特段変化はありませんでした。

大雨等想定外の力が働いて構造物が破壊される箇所というのものもあるかとは思いますが、基本的に20～30年程度では破壊されないと考えます。

(委員)

説明資料14ページのところですが、下流側に土留工を設置するという形になっています。

土留工の規模はいかほどでしょうか。

万が一上流部が崩れてきた場合、地すべりが起こった場合、土留工で耐えられるのか気になりました。

(説明者)

詳細設計により今後決定するので、具体的な規模についてはっきり申し上げられません
が、2～5m程度の構造物になる想定です。

基本的に土留裏を盛土で緩斜面化するので、土留本体に法枠がぶつかって多少破損することはあるかもしれませんが、仮に土砂が流れてきても土留に覆い被さり、直接破壊されることはほとんどないと考えています。

(委員)

まだ施工規模が決まっていないということは、事業費が増額になるかもしれないということですか。

(説明者)

増となる可能性はありますが、減となる可能性もあります。

(委員)

わかりました。もう一点、上流部では実際に崩落したということで、鉄筋挿入工を加えるわけですが、崩落箇所の上部、既に施工済みのところは、同様に鉄筋挿入工で対策しなくても大丈夫なのでしょうか。

(説明者)

既設で影響はないという調査結果ですので、問題はないと考えております。

(委員)

わかりました。

(委員)

先ほどの話で、既に施工済みの部分については、説明資料15ページの黄緑色の土質部分に法枠を組んでいるので、崩落する危険はないですよということでしょうか。

(説明者)

そうです。基本的には鉄筋挿入工を計画している部分が、特に風化が激しく崩れたということです。

その他のところにつきましてはそこまでの風化が見受けられなかったので、既設の法枠で十分抑えられているという結論です。

【事後評価】

①〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 府馬地区

・配布資料により説明。

《質疑・意見等》

(委員)

幾つか質問があるのですが、9ページの担い手農地利用集積状況図で、平成21年に地区の担い手が11で、令和3年で17に増えているというのは、どういう農家が増えたのかをお聞きしたいのと、あともう一つはアンケートで、いい部分はたくさん結果が出ているのはわかりますが、ネガティブな部分で、暗渠排水の効き具合の水はけが改善されずにやや不満であるとか、非常に不満であるというところが、1割位あるとか、或いは、10年後の経営についても、4分の1が営農をやめたいというところもあるとか、そういった面について、どのように認識しているのかをお伺いしたいです。

(説明者)

担い手の増えた農家ですが、法人が1組織、個人が5戸増えました。

(委員)

定年で戻ってきた人たちですか。

(説明者)

もともと地元にいる人達が担い手になっています。

(委員)

認定農業者になったということですか。

(説明者)

そうです。

水はけの件や営農をやめたいなどのネガティブな面についてですが、水はけが改善されないというのは、整備時に地区の均平は取っていますが、どうしても山際や湧水の多い場所では、事業完了から数年経っていることもあり、若干の不陸などが発生しているようで、そういった部分で不満であるという意見が出ていると認識しております。

また、10年後の経営についてで、営農を辞めたいという意見もありますが、それについては今後、地域計画の策定時に農地の維持の面についても話し合い、地域を継続していけるような方向に進めたらと認識しております。

(委員)

大区画率というところで、1ヘクタール以上の区画がほぼないということですが、この判定表では最初からE判定になるとわかっていて事業やっていたということですか。

なぜ大区画を今回、この事業で導入されなかったのか、お聞かせ願います。

(説明者)

まず、事業の要件としては、30アール以上の区画が受益面積の3分の2以上というのがあることと、事業実施後に使用する地元の意向調査をした結果、1ヘクタール以上の要望がなかったことから、今回1ヘクタール以上の農地を作っていないということになります。

(委員)

今回この事業を行うにあたって、そういった1ヘクタール以上の区画を推進するということは、県としてはやられなかったのでしょうか。

(説明者)

事業を導入する段階では、推進したと思いますが、地元の意向もありますのでそちらを優先しました。

今後、営農体系が変わるということも考えられますので、そういう時は畦畔を除去して、大区画化できるという状況にしています。

(委員)

今の話で、事業要件でなかったからという話もありましたが、おそらく綺麗な田んぼになったら1回は耕作してみたいというような農家の意向が大分あったと思います。

今、話にあったように、畦畔を撤去してすぐ1ヘクタールにできるように、ある程度均平に造成していると思いますので、今後は農地耕作条件改善事業などの補助事業を活用して、区画拡大することは可能だと思います。

せっかく機械導入したので、より効率的になるほうがいいのかなと思います。

(委員)

14ページの後継者の有無について、「後継者なし」の方は、せっかく規模拡大してやりやすくなったにもかかわらず、あとは法人とかに任せてしまうのでしょうか。

(説明者)

今後、地域計画の策定で5年後10年後の営農を話し合うことになりますので、そういった話し合いの中で、受け手のマッチングを考えていきます。

また、地域計画は随時見直していくので、その中で、法人や別の担い手に預けたりなどの方向性が出てくると考えております。

(委員)

これは10年後に後継者がいなくても、まだ50代だからまだまだ頑張れるぞ、という積極的な意向を示しているってことではないのですか。

60代でも機械化すれば、まだ頑張れるし、あと20ヘクタールくらいなら機械も使えるから今後も継続していくぞ、というような意向を示していると思いますがどうですか。

(説明者)

そういう積極的な意向を示している人もいますし、これから10年後になるにつれて、後継者を作ろうという考えの方もいます。

(委員)

後継者のいない人は、法人に任せるしかなくなるのですが、意欲ある方はまだまだいるという結論にはなると思います。

これだけいけば、今後も地域を支えていけるだろうと思います。

【事後評価】

②〔農業農村整備事業〕地すべり対策事業 二子地区

- ・配付資料により説明

《質疑・意見等》

(委員)

二子地区の管理組合25戸についてどういった人が入っていますか。

また、管理組合の活動としては、地すべり防止施設の管理や整備を行う組合なのか。

あるいは、もっと広い範囲での活動を行っているのか実情を教えてください。

(説明者)

管理組合は、この地域に住む25戸で構成されています。区と似たような団体ではあり

ますが、地すべり施設を管理することに特化した団体として組織されています。

管理組合の行う活動は、豪雨や地震後の点検、排水路の泥上げなどを行っており、区の活動では行わないところを埋めています。

(委員)

17ページに農家、非農家のグラフがあるのですが、年齢構成を見ると60代、70代、80代の方がいらっしゃるが、非農家で高齢の方が管理組合の活動に参加するのは難しいと思いますが、高齢者の方も活動に参加していますか。

(説明者)

参加しています。

(委員)

22ページの今後の課題の中で、将来を見据えて今後、維持管理の在り方を県や市を交えて模索していくとコメントがありますが、具体的に進めているのか教えてください。

(説明者)

具体的には、まだ現状の枠組みでやっているところです。

今後は、市内の地すべり管理組合との連携や、中山間直接支払制度の活用や、組織との連携などに、取り組んでいければ良いと考えています。

(委員)

高齢化が進む中、早めに対策を行わないと待たないになってしまうので、県としても管理責任がありますので、今後の維持管理のあり方について方針を決めるなど進めていっていただければと思います。

(説明者)

考えていきたいと思います。

【事後評価】

③〔治山事業〕防災林造成事業 蓮沼ホ地区

・配付資料により説明

《質疑・意見等》

(委員)

設問2、3のアンケート結果で、「わからない」と回答した中には、もう少し年数が経過しないと事業効果がわからないという意見がおそらく多く入っていると思うのですが、今後本事業地をどのように管理していくのかお聞かせください。

(説明者)

防災林造成事業地は海岸県有林であるため、北部林業事務所が直接管理をしています。

20年程度経過すれば、マツの樹高が10m程度にまで成長し、想定される最大の事業効果が見込まれます。

現在、最優先で最前列(海側)の整備を行っていますが、ある程度植栽木が生育した後、その後ろ(陸側)の整備を帯状に行うことで、防災林として維持管理していきたいと考えています。

(委員)

九十九里海岸の造成にあたりまして、クロマツに混植する樹種として、トベラ、マサキを選ばれた理由を教えてください。

(説明者)

過去には別の樹種を植栽していた時期もありましたが、現在はクロマツを主林木、トベラ、マサキを副林木として植栽しています。

トベラ、マサキは海岸での生育に適している、棘がなく管理が容易である、主林木であるクロマツの生育は阻害しない、苗木の入手が容易であること等が選ばれた理由として挙げられます。

(委員)

説明資料では松くい虫防除ということで、マツの管理について触れられていますが、トベラ、マサキは何か管理をしていくのでしょうか。

(説明者)

トベラ、マサキは副林木のため、クロマツが順調に生育した上で、下刈が必要な時期を過ぎてしまえば、クロマツに被圧されても問題ないと考えています。

他方、トベラ、マサキは生命力が強く、種からも育つので、仮にマツの一部が枯死した場合であっても林床を被覆することで、飛砂防備の効果が見込めるため、クロマツを補完する形での生育を期待しています。

(委員)

この地区ではないのですが、銚子、茨城方面の海沿で、大分マツが枯れているように見受けられたのですが、そのようなマツの処理はできているのでしょうか。

また、松くい虫防除のため薬剤を使用すると思うのですが、広範囲に及ぶマツ林に薬剤散布はできているのでしょうか。

(説明者)

松くい虫(マツノマダラカミキリ)についてですが、夏の終わりあたりから枯れ始めた

マツは、松くい虫がマツから出てくる次年の5月頃前に全て処理する必要があります。

枯死木は全て伐倒し、松くい虫が出ないように材はチップにします。

予防のための薬剤は5月～6月あたりに散布します。

銚子市に海岸県有林はないため、国有林と思われませんが、国も県と同様に松くい虫対策を実施しています。

(委員)

先ほどの防除については、多くの経費がかかると思います。

せっかくの植栽木も枯れては非常にもったいないので、その辺の予算確保、防除についてもぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

(2) 意見書の確認・決定

以下の内容で、意見書が決定した。

【再評価】

①〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 浮戸川上流Ⅲ期地区

再評価結果として、処理方針(案)に対する意見としては、「計画以上の集積が図られている。今後、さらなる集積が進んだ場合の対応についても検討してもらいたい。また、主食用米から飼料用米等への切り替えや裏作への取り組みを今後も進めていくながら事業の早期完了に努められたい。」

総括として、以上審議したところ、事業主体の処理方針(案)のとおり、「事業の継続が妥当である。」との意見であった。

【再評価】

②〔治山事業〕地すべり防止事業 丸山平塚地区

再評価結果として、処理方針(案)に対する意見としては、「調査結果に基づき、適切な詳細設計を行い、事業を実施されたい。また、事業完了後は地元と連携して、適切に施設の維持管理に努められたい。」

総括として、以上審議したところ、事業主体の処理方針(案)のとおり、「事業の継続が妥当である。」との意見であった。

【事後評価】

①〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 府馬地区

審議結果としては、「A(エー)概ね事業計画どおりの効果が得られた。」

審議会の意見としては、「概ね事業計画どおりの効果が得られた。将来も、規模拡大の意向のある担い手への集積を地域計画を通じて進めつつ、地域の農業の維持が図られるよう支援をお願いしたい。また、営農状況に応じて、大区画化などへの取り組みも進められたい。」

【事後評価】

②〔農業農村整備事業〕地すべり対策事業 二子地区

審議結果としては、「AAA（トリプルエー）事業計画以上の効果が得られた。

審議会の意見としては、「事業計画以上の効果が得られた。管理組合の高齢化が進んでいることから、事業で整備された施設が今後も適切に管理されるよう、早期に地域住民と行政とで連携し、維持管理体制の検討を進められたい。」

【事後評価】

③〔治山事業〕防災林造成事業 蓮沼ホ地区

審議結果としては、「AA（ダブルエー）事業計画どおりの効果が得られた。」

審議会の意見としては、「事業計画どおりの効果が得られた。今後も松くい虫被害等に留意し、森林の維持管理のための予算確保及び適切な事業実施に努められたい。」